

第6章

小火器拡散問題と平和構築

——南アフリカの取り組み——

はじめに

189加盟国の首脳・代表を集めて開催された国連ミレニアム・サミットは、2000年9月8日、「国連ミレニアム宣言」を採択し終了した。そこでは平和・安全保障・軍縮問題にかかわって、「核兵器など大量破壊兵器の廃絶に向けた努力」や「国際テロリズム」、「麻薬問題」への対処とともに「不正な小火器取引の停止」が、国際社会が取り組むべき重要課題であることが明記された。また宣言は、アフリカへの対応を独自の一項目として位置づけ、アフリカにおける民主主義の強化や平和の維持に国際社会が力を尽くすことを確認した(United Nations [2000])。本章では、冷戦後の国際社会の平和と安全保障を取り巻く環境が変化するなかで、とりわけアフリカで緊急の課題の一つとなっている小火器拡散問題に焦点をあて、南アフリカ（南ア）がこの問題にどのように取り組んできたのかを、国連やアメリカ合衆国（アメリカ）の政策とも対比しながら考察したい。

南アは、サハラ以南アフリカのGDPの40%以上を占める地域経済大国である。また、人権に手厚い憲法と自由民主主義的な政治制度を備えたアフリカ随一の民主主義国家であり、アフリカ再生の中核的役割を担うことが国際社会から期待されている。その一方で、アパルトヘイト時代にその経済力と

軍事力を背景に周辺諸国に対する不安定化工作を行った歴史から、その霸権主義に対する警戒感が周辺諸国からは消えていない。だが、かつて冷戦下で大国が供給し、また不安定化工作を行った南ア自身が周辺国に流し込んだ小火器は、いまだに周辺国の平和と安全を脅かしているばかりでなく、南アにも逆流し大きな社会問題を引き起こしている。地域周辺諸国との協力のもとに小火器を廃絶することは、周辺国のみならず、いまや南アの平和と発展にとっても緊要の課題となっているのである。

本章では以下、まず、アパルトヘイトをはさんで南ア国民の平和と安全保障に対する認識、周辺国に対する見方がどのように変化してきたかを明らかにする一つの手がかりとして、国民の意識を反映しつつ、それと相互に影響を及ぼしあう平和研究の特徴をみる。ついで、国連を中心とする国際社会が小火器問題に対してどのように取り組んできたかを概観する。そこではとくに冷戦後の安全保障環境の変化に超大国アメリカがどのようなイニシアチブを発揮しているのか、あるいは発揮しないでいるのかに注目する。最後に、南アの小火器問題の現状とこれまでの南ア政府の政策を分析し、それが国際社会にあたえうるインパクトを検討する。

第1節 南アフリカの平和研究⁽¹⁾

1. アパルトヘイト期

平和を学問研究の対象として捉える考え方は19世紀に生まれたが、それが平和研究へと展開したのは、第一次世界大戦の惨禍を経験したヨーロッパにおいてである。やがて第二次世界大戦後、冷戦と核戦争の恐怖を背景に平和研究は本格的な発展を遂げることになる。ヨーロッパと北アメリカを中心として国際的な平和研究機関が次々とつくられ、1965年には国際平和研究学会(International Peace Research Association: IPRA)が設立された。

こうしたなかで南アでは、1990年代に入るまで平和研究が本格的に取り組まれることはなかった。アパルトヘイトは、南ア国内の多数住民（黒人）に対する暴力的支配・抑圧であるとともに、南部アフリカの周辺国に対する直接・間接侵略と政治・経済的抑圧（不安定化工作）の体制でもある。アパルトヘイトという剥き出しの暴力が体制存続に不可欠な状況のもとでは、当面の課題は直接的暴力であり、ガルトゥング [1991] のいう構造的暴力概念までを組み込んだ平和研究は育ちようがなかったのである。武装闘争を止むをえないものとする解放勢力からすれば、平和と非暴力のみを叫ぶことはアパルトヘイトへの屈伏であり、平和は正義に裏づけられたものでなければならない、と捉えられた (Taylor [1999])。

もっとも、現時点から振り返ってみれば、平和研究の先駆けとして評価できる研究がなかったわけではない。たとえば1989年に刊行されたコックやネイサンによる研究 (Cock and Nathan eds. [1989]) は、1980年代半ば以降、アパルトヘイト反対運動の高揚に対して国民党政府がいかに国内外における治安・軍事機構の強化による抑圧・管理で対処しようとしたかを、軍事化 (militarisation) 概念を核に分析を試みている。

また注目すべきは、1976年のソウェト蜂起をへて1980年代以降、国民党政権が黒人労働組合の公認、インド人とカラードに選挙権を与える三院制議会導入などの修正政策に踏み切ると、人種紛争の防止という観点からの紛争解決 (conflict resolution), 紛争管理 (conflict management) 概念にもとづく研究が試みられ始めたことである。たとえば1983年には、人文科学研究委員会 (Human Sciences Research Council: HSRC) に交渉 (negotiation) プログラムが設置された (Nieuwmeijer et al. [1995: 5])。

この段階においては、紛争管理・解決研究はアパルトヘイトそのものの廃止を前提にしていたわけではなかった。だが、1990年にデクラーク (F. W. de Klerk) 大統領がネルソン・マンデラ (Nelson Mandela) 釈放、アフリカ民族会議 (African National Congress: ANC) 合法化に踏み切ったことで、アパルトヘイト廃止と総選挙に向けて情勢が急展開し始めると、紛争解決は、

非暴力によって話し合い解決をいかに実現するかというきわめて現実的な意味をもつようになる。この場合、紛争解決には、白人少数派と黒人多数派との対立だけでなく、黒人内部のANC支持者とインカタ自由党（Inkatha Freedom Party）支持者の暴力的衝突など、これまでとは性格の異なる紛争をいかに防止・解決するかという問題も含まれるようになった。

紛争解決を目的とする研究所やNGOも設立される。たとえばACCORD (African Centre for the Constructive Resolution of Disputes) は、国家、市民社会、経済界の参加により民主主義への移行期の南アにおいて紛争を平和裡に解決するための文化、技術、制度の醸成を目的に、フォートヘア大学など旧黒人大学5校との提携で1992年にダーバンでNGO（教育財団）として設立された⁽²⁾。

1993年9月には紛争解決および平和学 (conflict resolution and peace studies) に関する南ア研究者がプレトリアに集まって研究の現状と課題を報告しあった。参加したニューマイヤーたちの調査によると、この時点で南アの大学の20以上の学部、学科が平和と紛争管理に関わる研究を行っていたという。ただし、ニューマイヤーたちの研究会の議論では「平和学は独自のディスプリンではなく、数多くのディスプリンの研究者がその専門分野の観点からの知識を貢献する一つのコミットメントである」(Nieuwmeijer et al. [1995: 6]) ことが確認されている。したがって、新生南ア誕生時点においては、平和研究と紛争解決・管理の区別は明確ではなく、平和研究や平和学という独自の学問領域の創造までは現実的な課題として認識されていなかったといえる。

2. ポスト・アパルトヘイト期

1994年、初の全人種参加総選挙による国民統合政府の発足でアパルトヘイトは最終的に廃絶され新生南アが誕生した。国内的には民主化と和解、国外的には周辺諸国との共存と協調が進められ、平和と安全保障をめぐる南アの

環境は根本から変わった。核兵器はすでに国民党政権の最末期に廃棄されていた。

国内的にはANCとインカタの対立を基軸とする政治暴力は徐々に減少していくものの、それを上回る勢いで増大していったのは、殺人、強盗、強姦などの凶悪犯をはじめとする一般犯罪である。犯罪の蔓延は、住民の生命、財産を脅かすばかりでなく、海外からの投資、企業進出を躊躇させ、学校や診療所の運営も妨げて社会開発にも影響を与える。南ア政府は、アパルトヘイト時代とは異なる住民の安全保障問題に直面しているわけである。

他方、国際的には周辺諸国との対立は終わり、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) 加盟、英連邦復帰などによって南アは国際的な孤立から脱した。だが、アンゴラ、民主コンゴ（ザイール）、レソトと周辺地域で相次いだ武力紛争は、周辺国の警戒感を招かないようにながら必要に応じて紛争に関与し平和の実現に努力するという困難な課題を南アに突き付けている。とりわけ1998年8月以降のコンゴ紛争では、SADC議長国として話し合い解決を主導しようとしたにもかかわらず、武力介入に踏み切ったジンバブエやアンゴラの離反にあい、地域大国南アの覇権主義に対する周辺国の警戒感の根強さをあらためて浮き彫りにした。

しかも、アフリカ地域の紛争の多くが、国内的要因に起因しながら、単なる国内的なものにとどまらず周辺国を巻き込む国際的な様相をも呈している (Kaldor [1999: 118])。こうした状況の変化をふまえ、地域大国南アがその経済力を基礎に覇権的秩序を築き上げ地域を安定化させるとする考え方はもはや通用しない、というペイルとダニエルの批判 (Vale and Daniel [1995]) や、安全保障概念を軍事面だけでなく政治、経済、社会、環境面にも広げ、国家の安全保障よりも人間の安全保障を重視すべきことを強調するブースとペイエル (Booth and Vale [1995]) などの議論がなされている。これらの論者に共通するのは、南ア民主化で南部アフリカにおけるこれまでの国家間対立が解消されたということ以上に、求められる安全保障の中身が根本的に変化しているという認識である。だが、国家の弱体化により安全保障への脅威が主に

国内で生じているという、スパンガー (Spanger [1995: 120-122]) のいう「不安全保障のジレンマ」(insecurity dilemma) に現在の南部アフリカ地域がともに直面していることは、一面では地域の国々が共通の脅威に協同で対処する必要性と可能性が生まれていること、その作業を通じて信頼醸成が築かれる可能性のあることをも意味している。

1998年6月にはIPRA第17回総会が初めて南ア・ダーバンのダーバン・ウエストビル大学で開催された。本会議の七つのテーマの中には「人権」や「国際機関改革」とならんで「軍事的安全保障対人間の安全保障」、「国内紛争の解決」などが盛りこまれ、まさにアフリカ諸国が直面し、南アで議論されている課題に焦点が当てられたのである。

第2節 国際社会における小火器撤廃の取り組み

1. 小火器の定義

本章でいう小火器とは、small armsおよびlight weaponsのことである。small armsといった場合、広義には棍棒、ナイフ、刀といったものも含まれるが、軍縮あるいは社会的安全のための武器廃絶問題に関わって議論される場合は、これらの刀剣類を除いた小型の火器ないし銃器 (fire arms) を指すことが普通である。したがってまた、火器に不可欠な銃の弾薬や手榴弾、地雷などの弾薬類 (ammunition) も含めて議論することが一般的である。本章でも同じ理解にしたがう。

small armsとlight weaponsの違いについては、さまざまな議論があり、完全に一致した見解があるわけではない。国連総会の決定にもとづいて組織された小火器政府専門家パネル (Panel of Governmental Experts on Small Arms) が事務総長を通じて1997年8月27日の国連総会に提出した報告は、次のような説明をしている。まずsmall armsとはピストル、ライフル銃、

サブ・マシンガン、突撃銃、軽機関銃を指す。またlight weaponsとは、重機関銃、擲（榴）弾発射装置、携帯式対空砲、携帯式対戦車砲、携帯式対戦車ミサイル、携帯式対空ミサイル、（口径100ミリ以下の）迫撃砲を含む。両者の違いは、small armsが「個人の使用」を目的とするのに対して、light weaponsが「仲間（クルー）として操作しあう数人によって使用」される点にある（United Nations [1997]）。

本章も基本的にはこの理解にしたがい、以下の行論では原則として、small armsとlight weaponsを含めたものとして小火器の語を使う。この場合、戦争や紛争などの軍事目的の使用についてだけではなく、犯罪などの社会的安全に関わった小火器についても、その規制・廃絶を論じることが本章の目的であるため、本章の焦点はlight weapons以上にsmall armsにあてられる。したがって、small armsだけの場合も小火器の語をあてるものとする。またfire armsの場合は、銃器をあてることを原則とする⁽³⁾。

2. 国連の取り組み

小火器問題に対する国際社会の本格的な取り組みは、1995年1月にガリ国連事務総長が国連創設50周年を記念する報告「平和への課題－統編」で、小火器に言及したことがきっかけとなって始まった（ガーリ [1995]）。報告でガリ総長は、核兵器や生物化学兵器とならんで冷戦後の紛争においてとくに重要な意味をもつようになった注目すべき兵器として、小火器と対人地雷の二つをあげた。対人地雷については、国際社会で廃絶を求める運動が高まっていることに注目し、事実、報告から2年後の1997年12月にはNGOを中心とする国際的な運動の高まりとカナダ政府のイニシアチブ（オタワ・プロセス）によって対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）が日本を含む122カ国によって署名され、1999年3月から発効するにいたるのである。

これに対して小火器については、現在の紛争における最大の死亡原因をなしていることを報告は指摘した。その背景には、1988年半ば以降の国連平和

維持活動の62%，1992年以降の活動の82%が国家間戦争でなく国内紛争になっているという武力紛争の性格の変質がある。報告は，冷戦の当事者による供給，犯罪組織による供給，政府の統治機能の衰退などが原因となって世界中に小火器が流れたなかで，小火器移動の管理については時間をかけて地域を主体に対処するしか有効な方法がなく，そのための行動をいいますぐに始めるべきであるとした。

「平和への課題－続編」の提起がなされた同じ1995年の12月の国連総会では，小火器問題についての政府専門家パネルを設置することが日本の提起により決議され，1996年にはパネルが発足，日本は堂之脇光朗外務省参与（元ジュネーブ軍縮代表部大使）を議長として送り出した。1997年8月，同パネルは事務総長を通じて国連総会に報告を提出した。政府専門家パネル報告はまず，国際社会の武力紛争において小火器が最大の道具として使われ多くの生命を奪っていること，人口稠密地域での非正規軍，テロリスト，犯罪者による使用によって死傷者の大半が女性，子供などの一般市民であること，さらに加害者となりうる16歳以下の少年兵が25カ国で20万人（1988年時点）にものぼること，犠牲者の多くが貧困国の住民であることなどを指摘し，問題の緊急性を強調した。

報告によると，AK47などのAKグループやM16グループで知られる突撃銃（assault rifle）だけでも，第二次世界大戦後に全世界で5500万から7200万丁が製造された。報告は，小火器それ自体が紛争の原因になるものではないとしつつも，小火器の蓄積と移入が著しく不安定化している地域については過剰な武器を減少させること，紛争が終決しつつあるなかで小火器拡散に緊急に対処しなければならない地域に対しては安全保障と開発を統合したアプローチで臨むよう，勧告した。

さらに報告では，これまでの国連平和維持活動の経験から，和平交渉においては兵士の武装解除，とくに小火器を集めることに注意を払うこと，密輸を行っている組織や個人を特定化するよう国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization: Interpol）など関係する機関の活動を促すこと

が提起された。また各国および地域機構が小火器密輸や犯罪活動を取り締まるために警察、情報、税関についての協力を推し進めること、武器の移動を把握するため製造時点からすべての武器に標章を付ける制度の可能性を検討すること、米州機構 (Organization of American States: OAS) の反不正小火器条約草案を他の地域機構が活用するとともに、地域ないし下位地域機構に小火器の製造・移転のモラトリアムを実施するよう促すこと、不法武器取引についての国際会議開催の可能性を検討すること、などが提起された⁽⁴⁾。

1998年には小火器政府専門家グループがパネルの報告をフォローアップするため組織され、1999年には報告を国連に提出、小火器問題についての国際会議を2001年に開催することなどが提起されることになる。この間、パネル報告が強い期待をかけた地域機構による小火器対策が最も進んだのは、OASを中心とするラテンアメリカである。

3. 地域機構の取り組み

パネル報告から間もない1997年11月、OAS加盟国によって小火器や弾薬の不正製造・販売を禁止するアメリカ諸国不正銃器製造および取引取り締まり条約 (Inter-American Convention against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms) がメキシコの提起によって締結された。

条約は、火器に、製造時には業者・製造場所・製造番号を明記した標章、輸入時には輸入業者の名称・住所などの標章、公的機関が没収した場合にも適切な標章を付けることを求め (第6条)、標章のない火器はすべて不正 (illicit) な火器とみなすと定めた (第1条)。条約の目的は、不正な火器を一掃するために関係国間での協力と情報交換にある (第2条) が、相互の主権尊重と内政不干渉の原則にたって他国の領土における司法権の行使は否定される (第3条)。関係国は、武器の輸出入・移動を許認可する制度を維持または創設し (第9条)、不正火器を一掃するために協力し (第14条)、製造業者・販売業者・輸出入業者についての情報や密輸入ルート・マネーロンダリ

ングなどについての情報を交換しあう（第13条）（OAS [1997]）。

OASの取り組みは他の地域機構にも刺激を与えた。EUは1998年12月に12条からなる小火器の蓄積と拡散に対処する共同行動を採択し、拡散の防止と既存小火器を減少させること、輸出する場合は国際的な武器輸出基準に照らし合わせて適正な政府のみを相手とすること、密輸取り締まりのための相互協力・情報交換を促進すること、地域単位の登録制度などにより透明性を高めることで信頼醸成を図っていくこと、拡散防止などを目的とする国連やNGOのプロジェクトに対してEUとして財政援助を行うこと、などを決めた（European Union [1999]）。

アフリカでも、1998年10月に西アフリカ経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）加盟16カ国の首脳が、小火器の製造および輸出入を3年間凍結するモラトリアル宣言に合意した。宣言内容はごく簡潔なもので、国連憲章、アフリカ統一機構（Organization of African Unity: OAU）憲章、ECOWAS条約にもとづき、小火器の拡散が加盟国を不安定化させ、平和と安全に対する脅威となっているという現実を認識し、1998年11月1日より3年間の期限をもって小火器の輸出入と製造のモラトリアル宣言すると述べ、16カ国の大統領、首相ないしその代理人が署名している（ECOWAS [1998]）。

以上のようなEUやECOWASの合意内容に比べたとき、OASの条約がはるかに具体的に協力内容を定めていることは明らかである。とりわけ標章制度を義務化したことは、国境を越えた銃器の移動を把握していくうえで大きな意義をもつ。

だが、注意すべきは、条約の目的は麻薬密売、テロ、組織犯罪などに関わる不正銃器の取り締まりであって、加盟国として締結を主導したと称するアメリカ国務省の事情説明にあるように「銃器の合法的取引は保護しつつ」「銃器の不正な製造と不正な取引を犯罪として取り締まる」（U. S. Department of State [2000]）ことに本質があり、武器の製造・販売そのものに制約を加えたものではないことである。さらに条約は、加盟各国の国内における

銃器対策にはまったく触れることができなかった。これは、アメリカの銃器製造販売業者の団体として強い政治的影響力をもつ全アメリカ・ライフル協会(National Rifle Association)のロビー活動の結果であった(Adam [1999: 513])。麻薬など加盟国の犯罪で使われる銃器のほとんどがアメリカ製といわれることからすれば、銃器流入の根源に触れることなく、犯罪が行われた末端で取り締まる対策でしかない。

もともと国連の小火器政府専門家パネルの報告も「小火器が蓄積されていることそれ自体が小火器を使う紛争の原因となるわけではない」、「責任ある国家によって厳格にして効果的な管理が行われていれば大量の兵器は必ずしも暴力を招かない」という立場をとっていた。だが、他方で同報告は、南部アフリカ地域諸国では「これらの武器が入手できることが、犯罪と武力紛争を悪化させる主要な要素になっている」という懸念が広がっていることを認めている(United Nations [1997: para17,36,64])。

問題は小火器そのものではなくそれを使う人間にあるという主張は、一見するともっともであるかにみえる。だが、上述の南部アフリカの実態が如実に示すように、小火器が容易に、大量に、手近に入手できるから、人間集団にとっては避けられない争いごと(ディスピュート)が殺戮をともなう紛争(コンフリクト)へとたちまち転化することを最近年の歴史は示している。たとえばケニアでは、昔から共同体の規範により処理されてきた家畜の掠奪行為が、最近になって機関銃や bazooka砲が使われるようになったため、それまでとは比較にならない物資と人命の被害をもたらし、暴力の螺旋的拡大が生じている(武内 [2000])。

さらに、武力紛争だけでなく一般の社会犯罪まで含めて考えれば、銃があるから犯罪が起きるといってよい因果関係の認められることをアメリカや南アの現実は示している。問題は武器ではなく使う人間の側にあるという点では、医療に使えば薬になる麻薬や覚醒剤も同じである。だが、麻薬についていえば、大消費国であるアメリカは南米などの生産・輸出国にたえず規制を求めている。1989年12月には2万5000人のアメリカ兵がパナマに侵攻、ノリ

エガ大統領を麻薬取引の容疑で逮捕しアメリカ国内で訴追する事件も起きた。かたや武器は主に「北」で生産されて「南」で消費され、麻薬は主に「南」で生産されて「北」で消費されるという逆方向に類似の軌道を描きながら、麻薬取引は全面的に非合法化され武器取引の多くは合法化されている。だが、オンワナとラム (Honwana and Lamb [1998]) が指摘するように、麻薬取引と銃器取引はしばしば密接に連動しており、銃器の取引を放置したまま麻薬取引を根絶することは困難であろう⁽⁵⁾。

政府専門家パネル報告の一見もっともらしい、しかし矛盾した主張の裏には、1999年の国連総会決議でも唱えられた「国連憲章第51条で認められた個別的および集団的自衛のための固有の権利は……國家が防衛のために武器を入手する権利を含意する」という加盟国の主権を絶対視する考え方も働いていたであろう (United Nations [1999])。だが、より大きな原因是、国連を動かす安全保障理事会の5常任理事国が、全世界の武器輸出の88% (1998年) を占めており (Institute for Strategic Studies [1999: 281])、小火器も含む武器輸出を徹底的に批判しえる立場にあることにある。

4. アメリカの政策

こうした傾向は、世界の武器輸出の半分を占める最大の武器生産・輸出国、アメリカに最も顕著である。アメリカの複雑で矛盾した態度を象徴的に示するのが、国務省が1999年7月にまとめた報告「アフリカにおける武器と紛争」(U. S. Department of State [1999]) である。報告はストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute: SIPRI) やユニセフの資料も引用しながら、過去10年の間、アフリカが初めて他の地域を上回る紛争多発地帯になったこと、1998年1年間だけで世界の難民2200万人のうち、810万人がアフリカに集中したことなどを指摘した。

紛争を加速する点で武器はアフリカの民主主義と発展を掘り崩し、人権侵害と飢餓を深刻化させている。冷戦以来、多くの国々や製造業者が政治的・

技術的進歩を背景に従来の武器の在庫一掃を図ったことで、アフリカ市場に引き付けられた。アフリカにおける兵器の国家間移出は42億7000万ドル（1988年）から2億7000万ドル（1995年）に減少したが、小火器の灰色（商業）、ヤミ（非合法）取引は増大し、紛争の当事者である政府、反政府勢力はダイヤモンド、原油、木材、野性動物などの密輸まで行い武器を入手している。報告がとくに注目したのが、密輸市場で活動する武器商人たちである。その多くが、ロシアのKGBや南アのアパルトヘイト政権などで諜報活動に従事した過去があり、しばしば傭兵のリクルートや麻薬の密売にも関与しているという。

こうした端的な問題把握に比べて、どのような対策をとるべきかについてとなると報告の見解は漠然としてくる。ヤミのブローカーの役割を強調し、政府間取引はモニターが容易であると述べていることからすると、国家間取引の透明化を示唆しているようにみえる。実際、国務省の別のレポートは、「アメリカは、世界で最も開かれた武器製造輸出国であり、他の国々の行動についてもより開放性を高めるよう促す」と述べ、アメリカ政府が許可した火器・弾薬類の輸出の国別情報報告が「透明性の世界基準となっている」と言い切っている（U. S. Department of State [2000]）。たしかに、部分的であれ情報を公開することは、国際社会の監視を容易にする点で一定の抑制効果はもつだろう。だが、前者の報告も認めるように、リベリアやソマリアなど国連の武器禁輸国になっている国に対しても、第三国経由で輸出され、国連決議を破ることが國家の默認のもとに行われているのである。

武器輸出入について情報透明度を高めることは、武器の輸出入をなくすことでも、武器を削減することでもない。膨大な量の武器輸出を続けるかぎり、武器が問題ではなく使う人間が問題という立場にアメリカは固執せざるをえないものである。注意すべきは、アメリカの国際社会におけるこうした立場が、アメリカ国内における銃の製造・取引・使用の野放し状態と表裏をなしていることである。

アメリカは、一般社会に銃が浸透しわかった代表的な国として知られる。

あらゆる銃器を含めると2億丁以上、1世帯当たり数丁の銃が所有されている。また1年間に盗難にあう銃だけでも20万7481丁（1991年）にのぼる。殺人事件2万2540件（1992年）のうち、拳銃およびその他の銃を凶器とするものが1万5377件と68%を占め、刃物その他を大きく上回る。殺人事件の分類では、家族、友人、知人を加害者とするものが78%と圧倒的多数を占めており、見知らぬ強盗による殺人やギャング同士の抗争での殺しあいをはるかに上回る（丸田〔1996：13-15, 35〕）。

すなわち、見知らぬ犯罪者から身を守るために銃が使われるのではなく、そこにあった銃を使用する家族や知り合いによる殺人が大半だということである。また、青少年がささいな出来事をきっかけに銃を無差別に乱射して大量殺人を引き起こす事件も頻発している。最近では1999年4月にコロラド州のコロンバイン高校で、17歳と18歳の生徒が半自動ライフルやショットガンを乱射、教師1名と生徒12名を射殺、11人に重傷を負わせたあと、2人とも自殺する事件が起きた。こうしたなかで、最近では治安悪化を憂慮する中上流階級の住民が、住宅地だけでなく商店街や飲食店まで含めた私有のコミュニティ全体を塀と堀で囲いこみ、ガードマンが24時間厳重に警戒するなかで暮らす要塞コミュニティに住み始めた。アメリカ全土でその数2万、300万世帯が暮らすという⁽⁶⁾。

銃の規制を求めるアメリカのNGO、Handgun Controlによると、1年間に銃で殺される子供の数はアメリカ全体で5285人（年次不明）にのぼる。銃で怪我をした子供の数はこの4倍と推定されている。しかも、1984年から1994年にかけての10年間に銃による15歳から19歳の少年の死亡が2.2倍に増えるなど、年ごとに状況は悪化している（Handgun Control〔2000〕）。1997年のアルコール・タバコ・銃器局の報告（U. S. Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms〔1997〕）では、銃による犯罪の45%は少年（17歳以下）ないし青年（18～24歳）によって起きている。

こうした明白な事実にもかかわらず、銃規制政策は絶えずないがしろにされてきた。アメリカの銃文化の背景説明としてしばしば言われるのが、独立

戦争以来の市民武装の伝統であり、憲法修正第2条に規定された武器を保持携帯する国民の権利である。たしかに一つの歴史的背景説明にはなるだろうが、銃、銃殺人が近年になるほど増加している変化の根本を説明する理由にはならない。アメリカ社会に銃器が氾濫していったのは、ベトナム戦争や人種暴動で社会が大きく揺さ振られた1960年代以降のことであり、1967年から1968年にかけての1年間だけで拳銃販売数は50%増大している（ラーソン [1995]）。

理由はむしろ需要側より供給側に求めるべきであろう。すなわち、膨大な数の銃がアメリカで生産され、それがたえず市場を求めているということである。銃の専門店のみならずスーパー・マーケットでも一定の書式に記入して身分証明書を示せば銃は簡単に購入できる。小額の登録料で販売免許を取得することができ、28万4000人・社（1994年）もの販売業者がいる（丸田 [1996: 34]）うえ、銃展示会（ガン・ショー）で即売する個人取引でも大量の銃が販売される。

こうした大量の生産・販売を背景に、銃の生産・販売業者の団体である全アメリカ・ライフル協会は、300万人以上という会員を抱える最強の圧力団体として巨額の政治献金で政治家を動かし、大統領府と議会に影響力を与え、銃規制政策を阻止してきた。もちろん市場は国内にとどまらず、すでにみたように世界に輸出している。アメリカ国内でも「小火器の国内的および国際的不正取引と闘うためには、政府はこれらの武器の合法的取引に対するコントロールを強化し、二次的な販売を困難にする必要がある」（アメリカ科学者連盟）（Federation of American Scientist Fund [1998]）という認識がようやく生まれつつあるが、大勢にはなっていない。

ルンプ（Lumpe [2000: ix]）のいうように、不正（illicit）な銃とは、非合法（illegal）に製造されたり密輸された銃だけでなく、国家が承認した、または国家自身によって合法的に製造・販売された銃であっても、国連人権規約や人道的規範に反して無辜の民衆を殺戮、負傷させる銃器をも含むべき段階を迎えていいるといえよう。

第3節 南アフリカにおける小火器問題

1. 小火器の流通状況と犯罪

南アでは、アパルトヘイト時代から白人が銃をもつことは認められてきた。1994年の新生南ア誕生後も、人種による規制がなくなったほかは、銃一丁ごとに登録申請してライセンスを受け取るという形式で銃所持が合法的に認められている。

アパルトヘイト時代の1986年に登録されていた銃器 (firearms) は249万2633丁、銃の所有者は複数の銃の所有者を含めて106万1281人であった。それが新政府が誕生した1994年には395万4083丁（所有者不明）、1995年には410万15丁（194万4066人）へと増大した。アパルトヘイト廃絶と政治的民主主義確立にもかかわらず10年足らずで64%もの増大をして、子供や老人も含む全人口の10人に1丁以上の割合で銃が所有されたことになる。登録制度といつても、1994年には新たに25万3961丁の登録申請が出され、21万8950丁（86%）にライセンスが供与、1995年には17万535丁の登録申請に対して14万5932丁（86%）にライセンスが供与されており (Oosthuysen [1996: 16-18])、登録制度が銃所持を抑制する効果はほとんどないことがわかる。

これに対して、南ア国内で非合法に所持されている銃の数は、百万単位ともいわれるものの、当然ながら正確にはわからない。警察に押収された銃は、1993年1万1660丁、1994年1万4460丁、1995年1万5582丁あった。このうちの一定部分が周辺国、とくに内戦中のアンゴラや内戦が終決したものの武装解除が不十分で数多くの武器が隠匿されたモザンビークから密輸されたものであると推定されている。その代表格が、内戦中に多数使われたAK47である。

だが、たとえば1995年に押収された銃のうち突撃銃やライフル、ショットガンは合わせても19%で、大部分は普通のピストルであった (Oosthuysen

[1996: 23])。また現実に犯罪で使われた銃を1995年中の殺人事件から分類してみると、その75%は一般のピストル（およびリボルバー）であり、AK47などの突撃銃は5.7%，ライフルおよびショットガンは10.6%（その他が8.7%）にすぎなかった（Oosthuysen [1996: 12]）。密輸された銃が南ア社会の安全にとって深刻な脅威となっていることは間違いないが、現実の犯罪をみるとかぎり、その位置はいまだ副次的であり、犯罪の主因となっているのはピストルだということになる。

では、これらのピストルはどこから流れてきたものなのであろうか。南ア警察庁自身によれば「非合法銃器の国内における主要な源は、いぜんとして合法的に所持していた銃器の窃盗、強奪、あるいは紛失である」（Oosthuysen [1996: 20]）。1994年にはライセンスを受けている1万6110丁の銃の紛失、盜難届けが出され、その数は1995年には1万7617丁に増大した（Oosthuysen [1996: 20]）。すなわち、届けられた数だけでも先にみた警察の押収数を上回る数の銃器が紛失あるいは盜難にあい、その大部分はヤミに回ったと推定されるのである。加えて驚くべきは、警察や治安機関から紛失した銃器もヤミに流れていることである。1990年4月から1995年9月にかけて、南ア警察庁管下から紛失した銃器は7261点、ほかに軍から1324点の銃器が紛失した（Oosthuysen [1996: 21]）。治安の悪化でガードマンやセキュリティ・ビジネスが増大しているが、これも一面では銃器の拡散を招く要因となっている。

こうして銃犯罪は間違なく増大している。1995年前半6カ月に起きた殺人事件8407件のうち、銃を凶器とするものが3346件（39.8%）を占め、同様に強盗事件3万3441件のうち79.4%にあたる2万6563件が銃を使ったものだった。経年的にみても、銃による殺人は1991年の3803件から、1992年6122件、1993年7764件、1994年7803件、1995年7169件へ増え、さらに銃による強盗事件は1991年1万7821件、1992年2万6665件、1993年3万3198件、1994年4万3279件、1995年4万5216件と、5年で3倍近い増大を示した（Oosthuysen [1996: 11]）。犯罪が南ア社会に与える損失がGDPの5.6%（1996年）にもあ

たるという推定もある (Oosthuysen [1996: 10])。

2. 銃社会の歴史的背景

合法的に登録された銃だけで400万丁にものぼる南ア社会の現実は、犯罪が急速に増大したことへの対応という最近の情勢からだけでは説明がつかない。すでにみたようにアパルトヘイト時代から200万丁を超える銃が合法的に所有されていたからである。むしろ、長年にわたって繰り広げられてきた植民地化、人種差別、アパルトヘイトという歴史的背景こそ、南アの銃社会を支える第一の文化的要因として指摘されなければならないだろう。少数者による多数者の支配を最終的に支えたものは暴力であり、南アの白人たちは国家による正統な暴力としての軍や警察に頼るだけでなく、自らの武装で少数民族支配を維持しようとした。

他方、黒人とくにアフリカ人の間でも、植民地化の過程での武力抵抗と最終的な敗北への歴史的記憶は、自分たちを敗北させた銃器への特別な思いを造り上げていった。とりわけシャカによる軍事帝国としての歴史をもつズールー人にとっては、武器携帯を放棄すること自体が侮辱感を与えられるものであった。第二次世界大戦中、黒人たちは連合国の一員として動員されたが、多くは銃器を手にしない輜重兵として働くこととなり、さらに銃器に対する黒人の複雑な意識を形づくったと指摘する見方もある (Cock [1998: 116])。ANCとパンアフリカニスト会議 (Pan Africanist Congress: PAC) が武装闘争を開始してからは、AK47は単なる銃にとどまらない自由と解放の象徴となつた (Cock [1998: 94])。

1994年に発足した国民統合政府は、暴力的対立を終息させ和解と国民統合を実現する第一歩として、旧政府軍、ホームランド軍隊、黒人解放勢力の軍事組織の統合を進めた。兵士の総数を13万5000人から7万人に削減する統合計画は、基本的には1999年までに終わり、大きな武力衝突を招くこともなく新南ア軍を誕生させた。他方で、オストウェイセンによると、この過程では次

のような問題も生まれた。

第一は、解放勢力とくにANCが貯えてきた武器が完全には押収しきれなかったとみられていることである。南ア軍による1994年10月からの南アおよび周辺国のANC武器庫から武器を回収する作戦は、AK47を70丁、ピストル53丁などを発見したにすぎなかった。相当数の武器が回収されないままヤミに流れたと推察される (Oosthuysen [1996: 7])。

第二は、アパルトヘイト末期の国家に対する抵抗闘争を主導し、さらにはインカタ自由党勢力との抗争の中心となったANCの自衛団 (Self-Defence Unit: SDU)、およびインカタ側の同様の自警団 (Self-Protection Unit: SPU) に対してはほとんど手がつけられなかっただることである。このためSDU、SPUとも支配的影響力を及ぼしてきた地域では引き続き勢力を維持したばかりでなく、民主化後も経済的な機会を摑めない組織のメンバーのなかには、貯えた武器を使って犯罪に走る者もでてきた (Oosthuysen [1996: 6])。

銃の所有を賛美あるいは合理化する文化の背景には、銃を製造・販売する業者などによる意識的なキャンペーンがあることも見逃せない。南ア銃所有者協会 (South African Gunowners Association) のステッカーのスローガンはいう。「必要なのに持たないよりは、持ったうえで必要としないほうがまし」 (Oosthuysen [1996: 15])。全アメリカ・ライフル協会のキャンペーンと取り違えるばかりといってよい。

3. 銃規制に向けた南ア政府の取り組み

南ア新政府はアパルトヘイト時代の1969年武器弾薬法 (Arms and Ammunition Act) を改定して規制を強化するとともに、1999年11月には銃器管理法案 (Firearms Control Bill) を閣議決定し、公表して世論の評価を仰いだ。法案の目的は、法案そのものの説明によれば「人々の生活と生命の保護」、「銃器による犯罪防止」、「非合法所有銃器の拡散防止」、「合法的所有銃器の供給、所有、移動の管理」などにある。

行政面では、国家警察委員長によって任命された銃器登録長官が中央銃器登録局を運営し、コンピュータ・システムによる銃器製造業者、販売業者、輸出入業者などの一元的な管理を行う。現行の登録－ライセンス制度は維持されるが、登録希望者は一定の訓練を受けなければならない。ライセンスの発行を受けるためには、個人ごとの資格証明が必要で、資格証明を受けられる年齢は現行の16歳から18歳に引き上げられ、家庭内暴力を含む暴行の犯歴がないこと、麻薬・覚醒剤中毒やアルコール中毒でないことが条件とされる。

また、大砲、ロケット砲、手榴弾などのほか、一般には軍隊で使用されるような完全自動式(fully automatic)の銃は所有を禁止され、半自動式(semi-automatic)のライフルやショットガンについても、その必要性を登録官が認めないかぎりライセンスが発行されないことになった。所持できる銃器の数についても、一般の護身用銃器については1丁、ハンティングその他目的の銃を含めても計4丁までに限られることになった。

ガゼットやインターネットを通じた法案説明に際して政府は、法案がアフリカーナの武装解除を目論んでいるというデマが誤りであり、和解と国民建設の精神にもとづいてスポーツハンターや銃のコレクターなどの文化的 requirement にも配慮したものであることを強調している(South Africa [1999])。

4. モザンビーク政府との協力

南アにおける非合法銃の一供給源が、周辺国とりわけ内戦中ないし内戦後の再建過程にあるアンゴラやモザンビークからの密輸にあることは、すでにみたとおりである。このうち、国境を越えたマプト開発回廊計画などを通じて経済協力が急速に進みつつあるモザンビークについて、南アはモザンビーク政府と協力して非合法銃器の摘発を開始した。

1975年にポルトガルから独立したモザンビークでは、モザンビーク解放戦線(Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO)政府と南アの支援を受けるモザンビーク民族抵抗(Resistência Nacional Moçambicana:

RENAMO) の内戦が独立直後から断続的に続いた。1992年に両勢力は停戦に合意、1994年、国連モザンビーク平和維持活動 (United Nations Operation in Mozambique: UNOMOZ) による監視のもとで総選挙が実施され、FRELIMOのシサノ (Joaquim Chissano) が大統領に選出され、国民和解と復興開発にのりだした。UNOMOZは、ソマリアやルワンダに比べてアフリカにおける国連平和維持活動としては平和と民主化を結実させた稀にみる成功例といわれてきた。

だが、最近になって、小火器拡散問題に関連し、UNOMOZが和解と総選挙実施を最優先させた結果、武装解除が徹底せずに、そのことがその後の小火器拡散を招いたのではないかという議論がなされるようになっている。計画では、あわせて9万から15万人と推定されていたFRELIMOとRENAMOの兵士の大部分を除隊させ、一部兵士の統合により3万人規模の新国軍を建設する予定だった。だが、新国軍からは脱走者が相次いだため、実際には1万人強の規模にとどまったという (Batchelor [1996], Oosthuysen [1998])。これらの脱走兵の多くが銃を持ち出した。モザンビークにどれくらいの武器があるのか正確には不明であり、推定数も50万から600万点まで著しい差がある (スミスはInterpolその他の情報から、内戦中にモザンビークに持ち込まれたAK47だけで50万から100万丁にのぼると推定している。Smith [1996: 35-36])。明らかなことは、UNOMOZによる平和維持活動中に押収された武器が19万点ほどで、相当数が残されたということである (Gamba [1999: 42-43])。ことにRENAMOの武器隠し場所については、その40%がUNOMOZのチェックを受けないままに終わったという (Smith [1996: 35])。

スミスはこうしたことから、UNOMOZは全体として成功したものの、武装解除という点では失敗だったとして、今後の平和維持活動においては兵士の除隊 (demobilization) だけでなく武装解除 (disarmament) を独自の課題として位置づけ、予算措置を講じ、とくに武器の破却に力を注ぐことを主張している (Smith [1996: 57-59])。同様にガンバも、平和維持活動の経験からは、国内武力紛争解決のためには、(1)紛争当事者間の停戦、(2)住民に対する

る人道的およびインフラ支援、(3)武装解除・除隊——のいずれもが欠けてはならないが、ONUMOZは武装解除が不徹底だったために国内および地域の不安定化をもたらした一典型になったという (Gamba [1999: 8,20])。他のアフリカ地域についても同じような問題があったことを指摘したうえでガンバは「1990年代のサブサハラ・アフリカで暴力を抑制しようとしてなされた数多くの国際的な作戦が、逆説的なことに、武器の入手と武器をもつ者の行動と移動の自由を高めた」と結論する (Gamba [1999: 45])。

モザンビークのこうした状況が国内への小火器流入の一因となっていることを認識した南ア政府は、1994年の新政権発足後まもなく、モザンビーク政府との協力による武器押収作戦にのりだし、1995年3月、マンデラ・南大統領とシサノ・モザンビーク大統領が「犯罪取り締まりのための協力相互援助協定」に調印した。

この協定にもとづき、両国の警察によってモザンビーク領内で非合法に隠匿・所持されている武器弾薬を押収する共同の事業が展開された。暗号名「レイチェル作戦」(Operation Rachel) と名づけられたこの共同作戦は、1995年10月の第一次から1998年10月の第四次まで、それぞれ2～3週間ずつ集中して行う形で波状的に繰り広げられた。4回の作戦で押収された武器は、銃器が1万1891丁、対人地雷6351点、迫撃砲7015点など総重量400トン以上、ほかに弾薬331万5307点に達した (Chachiua [1999: 4,22,40])。

作戦は、地元住民からの情報収集を最優先させ、情報をもたらした住民には報奨を出す一方で、武器の所有者の刑事責任を問うことはせず、事実上のアムネスティを行った。またRENAMOには事前に作戦を通知し、さらに国境を接するムプマランガ州 (Mpumalanga, 南ア) とガザ州 (Gaza, モザンビーク) も協定を締結して、作戦に直接関与しないまでも住民の参加を支えた。作戦に従事した両国の関係者は、言葉や文化の違いに戸惑いながらも、作戦を共同で実施するなかで相互の信頼を深めていったことが報告されている (Chachiua [1999: 24])。

もともとは南アの不安定化工作が大きな原因となってモザンビークに大量

に持ち込まれた武器が、内戦の終結とともに逆にブーメラン現象的に南アに還流したという経緯があるだけに、両国の関係者が相手に対して抱いている不信感は相当に根強いものがある。それだけに、共同作戦そのものを通じて信頼醸成が実現していったことは、きわめて重要な意味をもつ。

結 語

小火器問題をめぐる南アの経験は、国内の小火器管理問題と国境を越えて密輸される小火器の問題が不可分に結びついていることを示している。南アは、国内において銃器管理法案を提示して銃器管理の徹底を図るとともに、モザンビークなど周辺国と共同で国境を越えた取り締まりの強化に着手した。国際協力による摘発で最も顕著な実績をあげたモザンビークとのレイチェル作戦は、単に隠匿銃器を発見するだけでなく、作戦の遂行を通じてさまざまな困難を克服しながら両国関係者・機関の相互信頼を築き上げた点で、両国の安全保障に関わる信頼醸成構築にも貢献した。すなわち、国家間の軍事均衡に限定されない政治、経済、社会的な安全保障にとっての不安全要素、人間の安全保障にとっての脅威こそが地域の不安定化要因であるという共通認識の形成と、その克服のための協同行動が、信頼醸成装置の構築を促したのである。

これは、国内に氾濫する銃器に対していぜん有効な対策をうちだしえないアメリカが、国際的にもOASの不正銃器製造および取引取り締まり条約の締結過程において、対象を非合法に製造・密輸される小火器に限定し合法的に製造・販売される小火器は規制しないことを主張した態度と対照的である。この問題をめぐるアメリカのジレンマは、冷戦後の安全保障環境の変化が、アメリカなど大国のイニシアチブだけでは人間の安全保障を守り発展させることが困難になっていることを如実に示したものといえよう。他方で、アメリカが不参加のままでも、対人地雷全面禁止条約がNGOなど市民社会のイ

ニシアチブとカナダの仲介により122カ国の賛同により締結されたことは、新たなイニシアチブ形成の一つの可能性を示している。

日本政府は、紛争予防の一環として小火器問題を通常兵器軍縮のなかに位置づけ、国連総会での小火器問題決議提案や国連政府専門家グループに議長を送り出すなどの役割を果たしてきた（外務省編 [1999: 65-67]）。2000年7月に宮崎で開催されたG8外相会議でも、(1)小火器を含む武器輸出の禁止、(2)国連に小火器廃棄、兵士の社会復帰などを目的とする特別基金の創設、(3)カンボジアにおける小火器問題の実態把握のため調査団派遣——を公約し、特別基金に対しては127万ドルを拠出している⁽⁷⁾。安保理常任理事国とは対照的に武器輸出をしていない日本として、たしかに小火器問題は国際平和に積極的に貢献できる重要な分野といってよい。

ただし、日本のこれまでの小火器問題取り組みの一つの問題は、問題を発展途上地域、紛争地域における小火器の氾濫というように限定して捉え、日本国内における銃器対策とほとんど切り離して対処してきたことである。1999年版『警察白書』によると、不法所持容疑で押収された日本国内の銃器総数はこのところ横這い状態で、暴力団からの押収数も1995年ごろをピークに減少する傾向にあるものの、一般社会からの押収数はこの9年間に7倍近い急増を示した（警察庁編 [1999: 90]）。すなわち、日本でも銃器は一般社会に拡散する傾向をみせており、くわえて急速な社会の対外開放によって銃器の不正流通を日本一国で防ぐことが困難になってきている（警察庁編 [1999: 92-93]）。日本政府はこれまで、国連による会議などの財政支援、専門家を招いての国際会議など、主として国際社会一般に対するアピールに重点をおいた小火器問題に取り組んできた。だが、秘かに深刻化しつつある日本の銃器拡散問題への対処において周辺国との協力は不可欠であり、またそうした共同の取り組みを通じてこそ周辺国との信頼醸成装置は築かれていくであろう。

紛争解決のための現実的理論の提示と実践的処方箋を提示してきた南アの平和研究のあり方、また過去の不幸な歴史を背景に周辺国との信頼醸成に苦闘する南アの国家としての現実は、日本にとっても注目すべき事例といえよ

う。

[注] _____

- (1) 平和学、平和研究、平和科学は、しばしば同じ意味内容を示す言葉として使われるが、それぞれ微妙に異なる。その違いについては岡本〔1993〕参照。本章ではとくに区別する必要がある場合をのぞき、原則として平和研究を使う。
- (2) ACCORDホームページ <www.accord.org.za/>, cited 4 December 1999.
- (3) 日本の外務省は2000年度からsmall armsとlight weaponsを小型武器と総称することを決めた（外務省パンフレット「紛争と小型武器一軍縮と開発への日本の役割一」2000年5月）。他方で警察庁は、国際的な取り組みに関連する場合も銃器の呼称を使っており、両官庁で別の用語が使われる結果となっている（警察庁編〔1999〕）。
- (4) United Nations [1997]。なお小火器全部の数については5億、そのうち1億が自動小銃という推定がなされている（外務省パンフレット「紛争と小型武器一軍縮と開発への日本の役割一」）。5億の小火器のうち1億がアフリカにあるという（OAU [1998]）。
- (5) オンワナとラムによると、麻薬取引と銃器の密造・密売は5点にわたって連関する——①犯罪組織が両方に関与し、しばしば麻薬と銃器が直接交換されるなど相互に補いあう、②戦争などに脅かされた農民が銃を求めて麻薬を栽培する、③ゲリラや反政府勢力が麻薬によって銃器を購入する、④政府が麻薬の密造・販売をして銃器を購入する場合もある、⑤麻薬取引で利益を得たギャングが最新の銃器を購入して私兵組織を築く（Honwana and Lamb [1998]）。
- (6) 「要塞の町」『読売新聞』2000年2月24日。
- (7) 外務省リーフレット「『小型武器』問題に関する日本政府の行動」2000年7月13日。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 岡本三夫 [1993] 『平和学を創る－構想・歴史・課題－』 広島平和文化センター。
 外務省編 [1999] 『外交青書 1999』 第一部。
 警察庁編 [1999] 『平成11年版 警察白書－国境を越える犯罪との闘い－』 大蔵
 省印刷局。

ガーリ, プトロス・プトロス(非公式訳) [1995]「平和への課題=統編:国際連合創設50周年に際しての事務総長のポジションペーパー」(『平和への課題』第2版, 国際連合広報センター)。

ガルトゥング, ヨハン(高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳) [1991]『構造的暴力と平和』中央大学出版部。

武内進一 [2000]「アフリカの紛争—その今日的特質についての考察—」(武内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体—』アジア経済研究所) 3~52ページ。

丸田隆 [1996]『銃社会アメリカのディレンマ』日本評論社。

エリック・ラーソン(浜谷喜美子訳) [1995]『アメリカ銃社会の恐怖』三一書房。

〈外国語文献〉

- Adam, Bernard [1999] "Efforts to Control the International Trade in Light Weapons," *SIPRI Yearbook 1999*, Oxford: Oxford University Press.
- Batchelor, Peter [1996] "Disarmament, Small Arms, and Intra-State Conflict: The Case of Southern Africa," in United Nations Institute for Disarmament Research, *Small Arms Management and Peacekeeping in Southern Africa*, United Nations.
- Booth, Ken and Peter Vale [1995] "Security in Southern Africa: After Apartheid, beyond Realism," *International Affairs*, Vol.71, No.2, pp. 285~304.
- Chachiua, Martinho [1999] *Arms Management Programme: Operations Rachel 1996-1999*, Pretotia: Institute for Security Studies.
- Cock, Jacklyn [1998] "The Legacy of War: The Proliferation of Light Weapons in Southern Africa," in Robert I. Rotberg and Greg Mills eds., *War and Peace in Southern Africa: Crime, Drugs, Armies, and Trade*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Cock, Jacklyn and Laurie Nathan eds. [1989] *Society at War: The Militarisation of South Africa*, New York: St.Martin's Press.
- ECOWAS [1998] "West African Arms Moratorium, Official Text of Moratorium," 31 October, NISAT. <www.nisat.org/>, cited 24 August 2000>
- European Union [1999] "Joint Action of 17 December 1998 adopted by the Council...to combating the destabilising accumulation and spread of small arms and light weapons" (1999/34/CFSP), *Official Journal of the European Communities*, 15 January.
- Federation of American Scientist Fund [1998] "Controlling Small Arms at

- Home and Abroad," *Arms Sales Monitor*, No.38, November. <www.fas.org/asmp/library/asm/asm38.html, cited 21 August 2000>
- Gamba, Virginia [1999] *Small Arms in Southern Africa: Reflections on the Extent of the Problem and Its Management Potential*, Pretoria: Institute for Security Studies.
- Handgun, Control [2000] "The School Shootings...and beyond: Kids and Guns in America," 30-8-2000. <www.handguncontrol.org/, cited 30 August 2000>
- Honwana, Joao and Guy Lamb [1998] "Small Arms Proliferation and Drug Trafficking in Southern Africa," Centre for Conflict Resolution, University of Cape Town.
- Institute for Strategic Studies [1999] *The Military Balance 1999/2000*, Oxford: Oxford University Press.
- Kaldor, Mary [1999] "The Structure of Conflict," in Lennart Wohlgemuth et al. eds., *Common Security and Civil Society in Africa*, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet.
- Lumpe, Lola ed. [2000] *Running Guns: The Global Black Market in Small Arms*, London: Zed Books.
- Nieuwmeijer, Louise et al. [1995] *Conflict Management Research in South Africa*, Pretoria: Human Sciences Research Council.
- OAS, Secretariat for Legal Affairs [1997] "Inter-American Convention against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, Ammunition, Explosives, and Other Related Materials." <www.oas.org/en/prog/juridico/english/treaties/a-63.html, cited 24 August 2000>
- OAU [1998] *Small Arms Proliferation and Africa*, Newsletter 1, November/December.
- Oosthuysen, Glenn [1996] *Small Arms Proliferation and Control in Southern Africa*, Johannesburg: South African Institute of International Affairs.
- [1998] "Shooting the Golden Goose: Small-arms Proliferation in Southern Africa," in Robert I. Rotberg and Greg Mills eds., *War and Peace in Southern Africa: Crime, Drugs, Armies, and Trade*, Washington, D. C.: Brookings Institution Press.
- Smith, Christopher [1996] "Light Weapons and the International Arms Trade," in United Nations Institute for Disarmament Research, *Small Arms Management and Peacekeeping in Southern Africa*, United Nations.

- South Africa, Government of [1999] “Firearms Control Bill,” 18 November. <www.polity.org.za/govdocs/bills/1999/draftfirearms.html>, cited 21 August 2000>
- Spanger, Hans-Joachim [1995] “Security Dilemmas in Southern Africa: A Case for Confidence-building Measures?” in Hans-Joachim Spanger and Peter Vale eds., *Bridges to the Future: Prospects for Peace and Security in Southern Africa*, Boulder: Westview Press.
- Taylor, Rupert et al. [1999] “Projecting Peace in Apartheid South Africa,” *Peace and Change*, Vol.24, No.1, pp.1-14.
- United Nations [1997] “Report of the Panel of Governmental Experts on Small Arms,” General and Complete Disarmament: Small Arms, Note by the Secretary-General, 27 August, A/52/298. <www.un.org/Depts/dda/CAB/rep52298.pdf>, cited 24 August 2000>
- [1999] “Small Arms,” General Assembly Resolution, 15 December. <www.un.org/Depts/dda/CAB/res5454Ve.pdf>, cited 21 August 2000>
- [2000] “United Nations Millennium Declaration,” Resolution adopted by the General Assembly, 8 September, A/55/L.2. <www.un.org/millennium/declaration/>, cited 13 October 2000>
- U. S. Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms [1997] “Youth Crime Gun Interdiction Initiative.” <www.aft.treas.gov/>, cited 2 November 2000>
- U. S. Department of State [1999] “Arms and Conflict in Africa,” Bureau of Intelligence and Research. <www.state.gov/>, cited 21 August 2000>
- U. S. Department of State [2000] “U.S.Comprehensive Initiative on Trafficking in Small Arms and Light Weapons,” *Washington File*, 15 February. <www.usinfo.state.gov/>, cited 18 July 2000>
- Vale, Peter and John Daniel [1995] “Regional Security in Southern Africa in the 1990s: Challenging the Terms of the Neo-realist Debate,” *Transformation*, No.28, pp.84-93.